



下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市規則第58号

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例施行規則（平成25年下呂市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（地域との連携により認められる運営推進会議の回数）</u> <u>第 4 条 条例第65条及び第86条において準用する第39条第 1 項中「おおむね 6 月に 1 回」とあるのを「3 月（市長が認めるものにあつては、4 月）に 1 回」と読み替える場合における市長が認める基準等は、下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例施行規則（平成25年下呂市規則第10号）第 5 条の例による。</u>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。